

平成30年度第1回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日 時	平成30年7月13日（金）午後1時55分～午後2時30分
*場 所	教育委員会室
*次 第	I 開会 II 教育長挨拶 III 委員の委嘱 IV 委員の紹介 V 会長及び副会長の選出 VI 議題 文京区指定文化財の指定について VII 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員（谷川章雄、中村ひろ子、藤井英二郎、副島弘道） 事務局（山崎教育推進部長、吉田教育総務課長、矢部文化財保護係長、鈴木文化財保護係主事、町田文化財調査員）
*傍聴者	0人
*資 料	資料第1号 文京区指定文化財の指定について（諮問）

I 開会

II 教育長挨拶

III 委員の委嘱

IV 委員の紹介

V 会長及び副会長の選出

VI 議題

文京区指定文化財の指定について

駒込西片町経営関係資料について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書（案）の説明を行った。

《会 長》それでは何かご質問・ご意見がございますか。

《事務局》補足ですが、参考資料として所蔵資料目録をつけました。内容は非常に雑多な資料で、時代も明治から最近のものまであり、阿部家から文京区に寄贈された資料の目録です。今回指定しようとしている駒込西片町経営関係資料は文京区西片一、二丁目についてですが、阿部家が屋敷地経営をしており、大名屋敷が近代的な住宅地に変わっていく様相が分かるものになります。

《会 長》他に何かございますか。

《委 員》今日は諮問で、これからいろいろ説明をしていただけるのでしょうか。

《事務局》はい、今回は現物を見ながら行っていくという形です。

《会長》これは阿部家関係の資料を選んだというやり方ですね。そうすると残ったものは必要に応じて別のタイトルで指定していくことはありますか。

《事務局》時代的には非常に最近のものもあり、すべての指定は難しいと思います。ただ内容的に精査し、今回は11点を出していますが、これ以外にも若干あります。貸地関係、道路の開発や井戸の設置などの台帳類があります。初期の貸地簿があるのですが、今でも御子孫の方がお住まいでそこに個人名が書かれていますので、文化財になり公開された時にプライバシーの部分で多少問題が出てくる資料があり悩みどころです。

《会長》わりと新しい資料が入っても例えば何々家文書のような形で一括して、それこそ戦後のものまで指定しているようなケースも沢山ありますね。

《事務局》あります。例えば借用関係、資料の貸出、そういったものも全部含まれています。あとはお手紙などです。

《委員》今回指定するものは殆ど文字資料というか帳面ですが物品はないのですか。

《事務局》物品はないです。

《委員》それを歴史資料で指定するのが良いのか、例えば江戸時代やそれ以前は古文書になると思います。近代のものは文書としての指定は難しいですか。

《事務局》それはないです。今回は日誌関係と場合によっては台帳類が入ってきますが、あとは地図類や設計図も若干あります。

《委員》歴史資料として指定するのか文書類として指定するのか考えた方が良いと思います。

《会長》そうですね。カテゴリーとしてどうにもならないから歴史資料ということは結構多いです。資料の性格からして、古記録等は条例上どうなっていますか。

《事務局》条例上は古文書という分類です。

《会長》近代のものを古文書の中に入れてもおかしくないですか。

《事務局》近世のものは今回1点も入れていないので、少し違和感があります。

《委員》東京大学の教育資料が歴史資料で国の指定になりました。他のものも何かあったような気がします。文書類だけですか。明治以後になると文書類だけでも歴史資料という体制があるならば、その説明をお願いしたいと思います。

《事務局》はい。

《委員》趣旨の最後の3行ですが、「旧大名屋敷が」を主語にして華族主導によって住宅地として開発されていくことという土地の変遷も主語にしないといけない気がします。逆に言うと明治維新後になっても旧大名家の方々が経済力を伸ばして商売をしていったということですね。その宅地開発がされて一体何がこの資料によって区民等が知れば良いのですか。

《事務局》近世から近代の流れの中での武家地が一般的な住宅地が変わっていくという部分です。

《委員》土地の変遷ですか。土地の利用形態のいわゆる所有者の変遷ですか。

《事務局》街づくりというところからめてという部分です。

《委員》今回の問題はやはり目録の中の線引きです。どこで11点とそれ以外なのか。

目録の全体像が分からないので、その選択が適切かどうかの判断も難しいです。これは歴史館が持っていますので保存という意味では非常に安心です。そういう意味で、あえて急いで指定しなくてもという感じもします。

《事務局》これは文京ふるさと歴史館にあり、歴史館では展示という形でしか活用方法がなく、あとは研究者などによって資料閲覧申請が出れば出すみたいな形です。個人的にはもっと世に出すべき資料だと思います。また今年の3月に文京区と福山市が相互協力協定を結んだというタイミングもあります。

《会長》論点としてはこの11点で良いですか。説明の中に新たに加えられるべきものがあり、その部分に関しては確かに土地の転換が入っていて理由がしっかりしていれば部分的には非公開にしても問題ないと思います。そういう意味からすると、関連する資料としてこの11点は適切かという問題、それから区分がこれで良いかということです。地域資料として非常に重要で、その辺は本日お休みの委員にきちんと説明してもらったほうが良いと思います。

《事務局》はい。

《会長》これだけを審議していくということなので、何か全体的な話して、ここで申し上げておきたい、あるいは今後検討していただきたいことがあれば。

《委員》経営する阿部家のいろいろなやり方を知るものとしてするのか、それとも土地の利用や土地の方を主に説明していくかというので指定の受け取り方、価値が変わってくるように思うので、そこを考えてみると良いと思います。

《委員》歴史館の目録を見ると絵図類や写真もあります。経営の1つの実態的な側面を捉えられるものが絵図や写真とかで、ソフトな側面だけの経営だけではなく実態として裏づけられ非常に多面的に検討できる気がします。そう考えると、この11点に限定して良いのか気になりました。

《事務局》地図類は複製物、要するにコピーがかなりあります。あといわゆる青図です。あとはバラバラになっているものが結構あります。

《会長》やはり資料全体の内容をもう少しダイジェストして説明し、場合によってはこういったカテゴリーも入れたほうが良いという議論が出てくるかもしれません。もう少しカテゴライズし、説明を付けてこれを選んだということが必要かと思います。

《事務局》はい。

《会長》実物を見るときも11冊だけにあまりウエイトをかけず資料全体をある程度分かる形のほうが望ましいです。他に何かございますか。

《委員》今度この11冊の目録の何番かを教えていただきたいです。

《事務局》分かりました。

《会長》他に何かございますか。

《委員》これは歴史館にあると思うのですが、今後一般に全文公開になるのですか。現状では閲覧なりあるいはPDF化して見ることができるのですか。

《事務局》現状は写真にすべて撮っております。

《委員》公開はされていないですか。

《事務局》公開は資料閲覧申請をふるさと歴史館に出せば基本的には閲覧できます。

《会 長》他に何かございますか。よろしいですか。それでは今後、指定の審議を行うという形で進めていきたいのですがよろしいでしょうか。

(了 承)

《会 長》ありがとうございます。ここで諮問を受けたということで次回は現物を見る機会があると思いますので、今後の流れについて事務局よりご説明をお願いいたします。

《事務局》今後の審議の流れについて説明

《会 長》何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

## VII 閉会

《会 長》それではこれを持ちまして本日は終了とさせていただきます。